

オーストラリアの鉱物資源利用税

2010年7月2日、オーストラリア政府は、鉄鉱石及び石炭の採掘からの利益に対し適用される新しい鉱物資源利用税（MRRT）について、BHP、リオティント及びXstrataと合意に達したことを発表しました。

また、同政府は、オーストラリアの既存の石油資源利用税（PRRT）の適用が、ノースウエストシェルフを含むすべてのオンショア及びオフショアの石油及びガスのプロジェクトに対しても及ぶことを発表しました。

新しいMRRT及び適用範囲が拡大したPRRTは、2012年7月1日から施行されます。

2010年8月3日、オーストラリア政府は、MRRTについて検討するための政策移行グループ（PTG）を設置しました。2010年12月21日にPTGは報告を行い、MRRTの構想及びPRRTの適用拡大に関する94の勧告を行いました。

2011年3月24日、オーストラリア政府は、94の勧告すべての受け入れを発表しました。

MRRTに関する最初の法案は、2011年6月10日に公表され、2011年7月14日までパブリックコメントの募集が行われています。しかし、鉱業界内には未だMRRTに対する反対の声がある他、MRRTに関する憲法訴訟提起の可能性も取りざたされています。MRRT法案が議会に提出された場合、政府は、緑の党のみならず、3人の無所属の議員の支持をも必要とするため、同法案は下院において否決される可能性があります。

今回のブリーフィングは、確定的なリーガルアドバイスとして受け取られるべきものではありません。MRRT法案の内容が最終的に確定した時点で改めて慎重に検討することが必要となります。

オーストラリア政府のファクトシート「新資源税制度」からの一例を末尾に添付しました。同ファクトシートにおいては、MRRTが如何に機能するのか、また、MRRTと法人税の関係について記載されています。

主要トピック

6月10日に発表された鉱物資源利用税法案の草案

鉱物資源利用税は石炭及び鉄鉱石のみに適用

石油資源利用税は石油・ガスすべてに適用を拡張

採掘

石油資源利用税法案は未公表

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

神山 達彦（かみやまたつひこ）
直通電話番号：03-5561-6395
電子メール：

Tatsuhiko.Kamiyama@cliffordchance.com

Michael Lishman（マイケル・リシュマン）
直通電話番号：+61 892625 502
電子メール：

Michael.Lishman@cliffordchance.com

Mark Pistilli（マーク・ピスティリ）
直通電話番号：+61 28922 8001
電子メール：

Mark.Pistilli@cliffordchance.com

Ian Cochrane（イアン・コックレーン）
直通電話番号：+61 892625 506
電子メール：

Ian.Cochrane@cliffordchance.com

Peter Kilner（ピーター・キルナー）
直通電話番号：03-5561-6619
電子メール：

Peter.Kilner@cliffordchance.com

MRRT の主要な特徴は次のとおりです。

1. MRRT は、オーストラリアの鉄鉱石及び石炭の採掘に適用されますが、それ以外の鉱物には適用されません。
2. MRRT は年間利益が 5000 万ドル未満の鉱業事業者には適用されません。 MRRT は、MRRT 課税対象利益額（5000 万ドルから 1 億ドルまで）に従って段階的に課税されます。
3. MRRT の税率は、30%とされています。
4. MRRT は、最初の販売可能場所（鉱山出口）において決定される商品価格（当該地点までにおいて発生済みの費用を除きます。）に対し課税されます。
5. 課税ポイントは、通常、鉱物が採掘後貯蔵される場所となります。 貯蔵が行われない場合、課税ポイントは、①鉱物が採掘された後最初の操業所へ引き渡される場所、又は、②最初の操業所へ引き渡される以前に独立当事者間において決定されるであろう契約条件に基づいて第三者に売却された場合には、当該売却の地点となります。
6. 課税ポイントにおける資源の価格は、独立当事者間において決定されるであろう契約条件に基づいて行われた第三者への売却がなされた場合、当該売却価格により決定されます。また、そのような売却が行われない場合には、MRRT 法案に定められている評価方法によって決定されます。
7. 相当の原価償却引当金を利用することができます。 鉱業事業者は、プロジェクト資産の償却前金額として帳簿価格又は市場価格のいずれかを選択することができます。帳簿価格の場合 5 年間で加速償却され、市場価格の場合 2010 年 5 月 1 日の市場価格とし（鉱業権を含む。）耐用年数は最長 25 年となります。
8. 2010 年 5 月 1 日より後の資本的支出はすべて償却前金額に加算されます。 帳簿価格の償却前金額は、長期国債利回り（LTBR）+7%で増額調整されます。 市場価格の償却前金額は増額調整の対象外です。
9. 2012 年 7 月 1 日より後の投資は、直ちに償却されます。
10. 未使用の MRRT 損失は、LTBR+7%で繰り越すことができます。 MRRT 損失は、同一の商品を生産するプロジェクト間においてのみ繰越しが可能です。 鉱物探査権の取得費用を例外として、損失は、同一の納税者グループ内においてのみ繰越し可能です。
11. 州ロイヤルティは、MRRT 負債に全額クレジットされ、未使用のロイヤルティクレジットは、LTBR+7%で増額調整されます。
12. 課税ポイントより前の利益及び資本の支払額のほとんどは、通常、MRRT との関係では控除可能です。金融関係者にとっては、利息及びその他の借入コスト、分割払い及びファイナンスリース・コスト、リスクヘッジ及び為替損失、再建債、及び、減債及び保険引当基金への支払いが控除可能経費とされることは意味があります。 これらの費用の多くは、所得税との関係では控除することができますが、MRRT との関係では控除できません。
13. 所得税及び GST は、MRRT との関係では控除されません。

PRRT の主要なポイントは次のとおりです。

1. 1993 年の先住民所有権法に基づく協約に従って所有権を主張する先住民に対し行われる支払いは、かかる支払が上流の石炭及び鉄鉱石の採掘作業に関係したものである範囲内において控除可能となります。
2. PRRT は、ノースウエストシェルフを含むオーストラリアのすべてのオンショア及びオフショアの石油及びガスのプロジェクトにも適用されます。
3. PRRT は、現在、課税ポイントの上流での石油の採掘及び初期段階の加工からの利益に対し、40%の税率で課税されています。
4. LNG プロジェクト等、統合ガス液化プロジェクトにおける市場性のある商品の価格の計算については、特別規定（未発表）が適用されることとなります。
5. チモール海協定において定められている共同石油開発地域のプロジェクトは、PRRT の対象にはなりません。

添付：新資源税制度

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
資源利用料						
収益	0	520	830	910	1090	1100
操業費	0	130	210	230	270	280
減価償却	1000	0	0	0	0	0
MRRT 控除 (@13%)	0	130	96	28	0	0
MRRT 未使用損失	0	1000	740	216	0	0
MRRT 利益/損失	-1000	-740	-216	436	820	820
MRRT (@30%)	0	0	0	131	246	246
採掘控除 (@25%)	0	0	0	33	62	62
採掘控除差引き後 MRRT	0	0	0	98	185	185
ロイヤルティ (@7.5%)	0	39	62	68	82	83
増額調整後ロイヤルティ補正值	0	0	44	120	102	0
純 MRRT	0	0	0	0	1	102
資源利用税合計	0	39	62	68	82	185
法人税						
収益	0	520	830	910	1090	1100
操業費	0	130	210	230	270	280
減価償却	0	200	200	200	200	200
資源利用税合計	0	39	62	68	82	185
法人税課税所得	0	151	358	412	538	436
法人税 (@29%)	0	44	104	119	156	126
税引前利益	0	190	420	480	620	620
税金総額	0	83	166	188	238	311

(単位：百万ドル)

上記の例は、自己資本により鉱山を有する単一のプロジェクトを実施する会社が5年間操業した場合の結果を示すものです。同会社は、プロジェクトの初年度に10億ドルを投資することが想定されています。プロジェクトの期間中、税引前の収益（収益から操業及び投資費用を差し引いたもの）率は50%としています。

本クライアント・ブリーフィングはテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本クライアント・ブリーフィングは、法律その他のアドバイスを行うものではありません。クリフォードチャンスは、本クライアント・ブリーフィングに基づく行為により生じた事態には一切責任を負いません。無断複写・複製・転載を禁じます。

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Clifford Chance also has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh